

## 議案第22号

### 財産を無償で譲渡すること（県営住宅大谷団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

| 種 類 | 所 在 地                     | 数 量                        |
|-----|---------------------------|----------------------------|
| 土 地 | 岩美郡岩美町大字大谷2182番5<br>ほか41筆 | 13,867.66平方メートル            |
| 建 物 | 岩美郡岩美町大字大谷2182番5<br>ほか41筆 | 25棟（50戸）<br>3,842.96平方メートル |

#### 2 相手方

岩美郡岩美町大字浦富675番地1

岩 美 町

#### 3 理 由

県営住宅大谷団地は、既に岩美町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、岩美町に無償で譲渡するものである。